

# 前回審議会で委員から指摘のあった 事項への回答について

平成28年1月26日

経 済 産 業 省  
環 境 省

指摘事項	回答
<p>環境教育、消費者教育と言った普及啓発について、自治体の主導が必要ではないか。</p>	<p>「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応について」(前回資料2)のP3を修正(参考資料4参照)</p>
<p>再商品化等費用の実績については、報告書で「専門家の知見を基に確認し、」となっているので、資料を修正してほしい。</p>	<p>「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応について」(前回資料2)のP4を修正(参考資料4参照)</p>
<p>優良なリユースを行っている業者の情報発信については、経済産業省も含めた省庁連携で進めてほしい。</p>	<p>「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応について」(前回資料2)のP6を修正(参考資料4参照)</p>
<p>産業廃棄物許可事業者に対する立入検査を行い、フロン回収量を把握するとともに、その結果について毎年報告してほしい。</p>	<p>資料5 - 2で説明</p>
<p>回収率向上のためには、不適正処理をいかに減らすかという具体的なアクションプランを作成すべき。 普及啓発については、各主体の広報の成果をチェックできる体制を整えるべき。</p>	<p>資料4 - 1で説明、参考資料5参照</p>
<p>国民に対する普及啓発だけでなく、学校における環境教育にも取り組むべき。</p>	<p>資料4 - 1で説明</p>

指摘事項	回答
<p>エアコンの回収状況が悪い一因は、取付業者にあると考えられる。エアコンについては出荷台数に対する小売店における回収率を、業態ごとに算出すべき。</p>	<p>平成27年度の経済産業省の委託事業において、地域小売店、中古品販売業者、チェーンストア等を対象に、家電4品目の販売、引取、引渡状況等について調査を行っているところ。 当該調査結果等を踏まえつつ、引き続き、営業形態等に関わらず、地域小売店や中古品販売業者等へも立入検査を実施してまいりたい。</p>
<p>今回引き上げられる再商品化率になって、産業廃棄物処分業許可業者による処理の質を上げるよう指導してほしい。</p>	<p>特定家庭用機器廃棄物の処分を行う廃棄物処分許可業者の処分実態を把握するよう、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知したところ。 また、特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランとあわせて再度周知するため、自治体あてに通知文書を発出する予定。</p>
<p>低品位のプラスチックがRPから出荷された後、どのような処理が行われているのか。</p>	<p>平成27年度の経済産業省の委託事業において、製造業者等が委託した再商品化施設（家電リサイクルプラント）から出荷された資源のトレーサビリティ調査を実施しており、その中でプラスチックのフローについても調査しているところ。 当該調査では、プラスチックの種類別の分析までを行っていないが、一般論としては、混合プラスチックについて、譲渡先で種類別に選別されたり、熱回収や廃棄物処理されたりしている可能性があるかと推測される。</p>
<p>義務外品について、ただ回収体制が存在するだけではなく、当該地域の住民をきちんとカバーできているのか確認が必要ではないか。自治体ルートの整備状況とそれに対する消費者の反応等、周知・広報の成果を報告してほしい。</p>	<p>資料4 - 3で説明</p>
<p>リサイクル品を家電業界で使うというミニマムコンテンツの問題について扱われていない。家電リサイクル法においても検討してほしい。</p>	<p>家電リサイクル法第3条において主務大臣が定めることとしている「基本方針」では、製造業者等は再生資源の積極的利用に努めることが必要と規定しているところ。</p>

指摘事項	回答
<p>小売業者に対する報告徴収の結果のうち、エアコンについて、「中古品販売事業者への有償・無償譲渡以外の引渡し」にある引渡先とは具体的にどういった事業者か。</p>	<p>確認したところ、中古品販売事業者への引渡台数を誤って当該欄に記載していたことが明らかとなったことから、平成26年度の報告徴収においては、「特定家庭用機器を販売する者に有償又は無償で譲渡（中古品販売業者に有償又は無償で譲渡）」の欄に訂正して記載したところ。（資料4 - 5 参照）</p>
<p>小売業者に対する報告徴収の結果のうち、リユース品の最終的な販売先について、実数と推測値の割合はどれくらいか。</p>	<p>平成26年度の引取り及び引渡し実績に関する報告徴収結果（資料4 - 5）のとおりに、譲渡した物の最終的な販売先については、全て譲渡先からの報告等により確認しており、推測値の台数は0台であった。</p>